

多点同時測定を実現。半導体製造装置等の組込に最適

ジルコニア式酸素濃度計

Model : MS-500/MS-510/SD センサ

本体特長

- **最大 8 ポイントを同時測定**
1つのコントローラに検出部は最大 8 個接続可能
- **低コスト・省スペース化を実現**
量産機への搭載・組込に最適

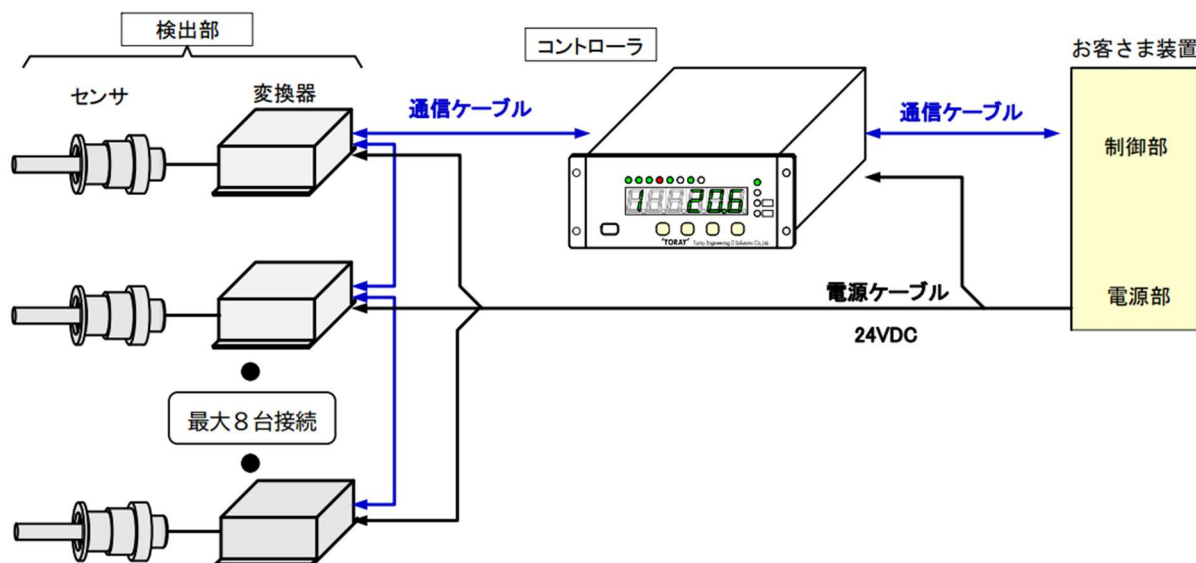


MS-500/MS-510/SD25NW-2 (組合せ例)

センサ特長

- **真空雰囲気対応**
サンプリング不要の直挿センサで、真空雰囲気でも測定可能です
- **超高速応答**
分離センサで最短応答が実現できます
- **高耐久性センサ**
センサに特殊コーティング加工を施し、高耐久性を実現しました
- **規格等**
CEマーキング (EN61010-1、EN61326-1)
RoHS 指令対応済

全体構成図 (例)



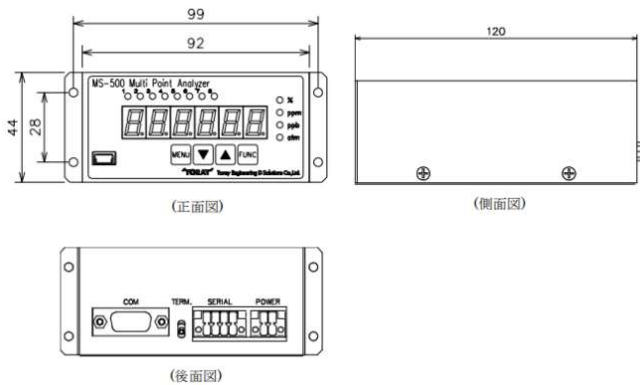
仕 様

1.全体仕様

型式	コントローラ：MS-500 変換器：MS-510 センサ：SD16NW-2、SD25NW-2、 SD40NW-2、SD3/8R-2
測定点数	最大 8 点 (検出部は測定点毎に 1 セット必要となります)
測定方式	ジルコニア酸素濃淡電池式
比較ガス	大気
測定範囲	0.001ppm～100 %
設置条件	設置場所：屋内、非防爆地域であること 周囲湿度：35～80%R.H. (結露なきこと) 周囲気温：コントローラ/変換器：0～40℃ センサ：0～50℃ 設置部温度：コントローラ/変換器：0～40℃ センサ：0～100℃
規格等	・CE マーキング (EN61010-1、EN61326-1) ・RoHS 指令対応済

2.コントローラ仕様

寸法	92W×44H×120D (mm)
質量	約 0.6kg
取付方法	M3 ねじによるパネル取付
電源	定格：24V DC±10%、0.3A 自動レンジ デジタル 4 桁表示 (濃度表示)
濃度表示	オートレンジ切り替えによる表示 0-1/10/100/1000ppm/1/10/100%
お客様 装置 I/F	通信方式：単方向、RS-232C 準拠 伝送速度：9,600/19,200/38,400 bps ※LAN 接続等ご希望の場合ご相談ください。
外部接続	電源入力：2 ピンスクリュー端子台 保守用パソコン I/F：USB typeB ミニコネクタ

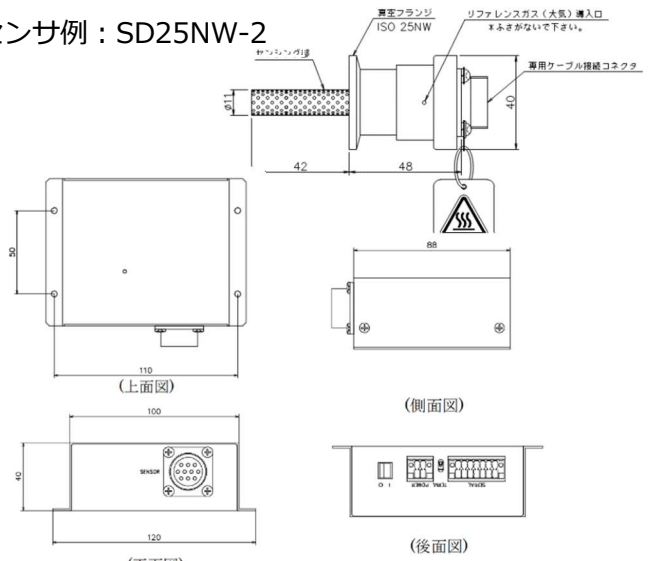


コントローラ：MS-500

3.検出部(変換器、センサ)仕様

寸法	変換器：100W×40H×88D (mm) センサ：全長 100mm
質量	変換器：約 0.5kg センサ：約 0.3kg
取付方法	変換器：M3 ねじによる平面への固定 センサ：ISO 真空フランジまたは R3/8 ネジ
接続	変換器～センサ間接続は専用線による接続 標準長：2m、最大 10m
電源	24V DC±10%、2A ※最大：60VA、定常時：15VA 以下
繰返し性	0-1%レンジ以上：±0.5%FS 以下 0-1%レンジ未満：±1.0%FS 又は±0.1ppm のいずれか大きい方以下
空気点 安定性	±1.0%FS 以下/24h
暖機時間	加温開始後 6 分以内
試料条件	・可燃成分、ハロゲン、シリカ、腐蝕成分 および水滴を含まないこと。 ・高濃度の He など、測定ガスの比熱が 高くなると使用できない場合があります。
	温度：0～100℃ 圧力：10 ⁻³ Pa～200kPa (絶対圧) 湿度：露点が周囲温度以下 流量：0～5L/min (0L/min 時は自然拡散状態の測定になります)

センサ例：SD25NW-2



変換器：MS-510



安全にお使いいただくために

機器のご使用前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。
特にセンサは加熱されております。火傷には十分に気を付けてお使いください。
また、センサは振動や衝撃により破損する恐れがあるため、十分にご注意ください。

TORAY

東レエンジニアリング Dソリューションズ株式会社

東日本 (東京) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-1
TEL：(03)5962-9775 FAX：(03)5962-9778
西日本 (滋賀) 〒520-2141 滋賀県大津市大江 1-1-45
TEL：(077)544-6224 FAX：(077)544-1679
URL <https://www.toray-eng.co.jp/tds/>

■カタログの記載内容は、改良のため予告なく変更することがあります。■詳しい資料のご請求は左記にお問い合わせ下さい。
■本製品 (ソフトウェアを含む) において、外国為替及び外国貿易法に定める輸出許可、承認対象貨物 (又は技術) に該当するものを輸出 (又は非居住者に提供) する場合は、同法に基づく輸出許可、承認 (又は役務取引許可) が必要となります。従って、これら該当するものを輸出 (又は非居住者に提供) する際は、外国為替及び外国貿易法の規定に基づき、日本国政府の輸出許可申請など、必要な手続きをお取り下さい。